

第492回:最高裁を巡るスキャンダル

中国共産党で汚職摘発を担う中央規律検査委員会(以下:規検委)の第19期第3回全体会議が1月13日、3日間の日程を終えて閉幕し、習近平総書記(兼国家主席)の「党の核心としての地位を断固守る」ことを基本に、反腐敗運動を継続することが確認された。

習近平指導部は採択したコミュニケで、「反腐敗運動の圧倒的な勝利を揺るぎなく発展させる」と強調し、①形式主義と官僚主義を断固打破、②国家監察体制改革を持続的に深化、③暗黒勢力を「保護する傘」の厳重な取り調べ、④民生分野の特別対策の実施を今年の腐敗対策の重点と挙げており、米中対立が激化するなか汚職摘発を緩めない姿勢を示し、党内の引き締めを図った模様である。

2017年10月に第2期習近平政権が発足し、最高指導部(=チャイナ7)の内、習近平と李克強の両氏を除く5人が交替し、これにより反腐敗運動の最高責任者(=規検委書記)も、迫力満点で異相の王岐山から、地味で線の細そうな趙楽際に変更した。

それから1年が経過したが、第1期の習近平政権で王岐山が仕留めた元最高指導部の周永康、軍トップに10年も君臨した徐才厚に郭伯雄、胡錦濤前主席の懐刀であった令計劃といった超大物の拘束情報が、パタリと途絶え、身柄を拘束された大物は中央委員クラスでも“前中央委員、元省書記”といった過去の人が多く、習近平主席の反腐敗運動は、掛け声はともかく、少し下火になってきたような印象が強い。

そのような状況においてキナ臭い情報が飛び出した。事件の舞台は習近平主席の出身地陝西省の北部に位置する榆林市。むかしは歴史上北方民族が首都長安を窺う際の交通の要衝として栄え、現在は中国有数の巨大炭鉱地帯でもある。

報道によると省政府と開発業者“陝西榆林凱奇萊能源投資公司”は2003年に榆林市の炭鉱事業権益に関する契約を締結したが、後に開発現場で市場価値3800億元(1元≒16円)規模の埋蔵量が確認されるや、陝西省政府が契約の一方的な見直しを決めたため、開発業者は06年に省政府を提訴した。

その結果、業者が勝訴したが、省政府は判決を不服として、日本の最高裁に相当する中国最高人民法院に上告した。

この上告事案が大事件となった。担当判事が「昨年12月以降、周強院長(日本の最高裁長官に相当)が、省政府に有利な判決に書き換えるよう指示した」と告発する動画を、インターネット上に公開したからだ。

更に判事は「榆林市開発訴訟で判決書を書く準備をしていたところ、自分の執務室に保管してあった裁判記録が盗まれているのを発見した。執務室のドアには2つの監視カメラが設置されているのだが、不思議なことに何故か2つとも壊れていた」と主張している。

判事の内部告発を受け、司法の腐敗に対する批判が噴出したことから、“党中央政法委員会”は今月になって慌てて裁判記録の紛失に対する調査チームを発足させ、現在調査中。

習指導部は「法に基づく統治」を掲げており、最高裁の裁判官に相当する判事から内部告発が出された

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

以上、周強院長の指示が国益に合致するか否かと云う問題はさておいて、このまま放置することは不可能と判断したようだ。

最高指導部の権威を傷つける告発が黙認されるのは、一党独裁国家において通常は考えられない異常事態であり、党内の統率は相当乱れていると云われても、返す言葉がないだろう。

判決を書き換えるよう指示したと云われる周強(58歳)は胡耀邦—胡啓立—胡錦濤—李克強と続く共産党保守本流コース“共産主義青年団(以下:共青团)”の超エリートとして、ポスト李克強を、胡春華(55歳)と競い、結果的に胡春華が副首相(党政治局委員)、周強が司法トップの最高人民法院院長(党中央委員)となり、胡春華が一步リードする位置関係となっているが、まだまだ将来のある大物政治家である。

ここに新たな事件が加わってきた。昨日、規検委は2001年より16年まで陝西省の幹部を勤め、最終的に省トップ(=党委書記)まで登り詰めた趙正永(67歳、前中央委員)が、“重大な規律違反”の容疑で取り調べを受けていると発表した。中国で“重大な規律違反”の9割方は汚職事件だ。

趙正永は省書記時代に「違法建築の別荘建設問題を至急処理せよ」という習主席の指示を放置したのが失脚理由と噂されているが、榆林市開発案件と関係ありとの説も昔からある。そうだとすれば、本件は事業会社と省政府との利害の衝突に加え、省トップの汚職、そして党内主流派と共青团派との権力争いも絡む、複雑な三次方程式のようなトラブルとなりそうだ。

周強は2年前の全国高級法院長会議で、西欧型の憲政民主・三権分立・司法独立等の“誤った思想”の影響に対して断固として戦い、中国の特色ある社会主義法治の道を歩まねばならないと強弁しているように、三権分立なんてハナから無視するバリバリのコミュニストである。

商業上の契約書よりは、党と国家の利益の方が遥かに重要と周強が考え、契約書の法的効力に拘泥する担当判事を一喝したのが真相だとすれば、中国の執行部にとって“望ましい国益優先判断”とも云える。

しかし、“法治国家”という大看板を国是として掲げている以上、周強院長の“中国の特色ある司法介入”を許すわけにもいかないだろう。

最終的に、「あいつはオレと対立する共青团派の中心人物だから、庇うのは止めた」という最終判断で、執行部は笑って馬謖を斬ることになりそうだ・・・想像ですけど。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成31年1月16日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。

投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040